

第2号様式

## 一般廃棄物処理業許可証

第4-16号許可

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23

氏 名 有限会社 健勝重建

代表取締役 相澤 政則 様

令和5年2月21日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の種類	収集運搬・処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木） スキ取物（ボサ類） 伐根物
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建
許可期間		令和5年3月29日から 令和7年3月28日まで
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		新得町の一般廃棄物の処理区域内に限る。
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	新得町が指定する場所
	その他	一般廃棄物が飛散し、及び流出しないよう にすること。 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動 によって生活環境の保全上支障が生じない よう必要な措置を講ずること。

令和5年2月27日

新得町長 浜田 正利  
